

---

○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時15分）

---

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第13、発議第3号 松崎町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

（6番 土屋清武君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○10番（鈴木源一郎君） 小さい町でも大きい町でもなるべく水準の高い議会を作っておく必要があるわけですね。

給料が低くて、なかなか出る人がないような議会にするということは、好ましいことじゃないわけで、年金生活者とか、高齢者とか、生活をあてにしないでいいような人たちが出るということになると、議会の高齢化も進むというふうに思うわけですよ。そういう点からみて、好ましいことじゃないと思いますが、いかがですか。

○6番（土屋清武君） 鈴木議員もよくわかっていると思いますけれども、伊豆でも東海岸である東伊豆、河津、南伊豆、ここの議員の報酬につきましては、松崎町より低いわけです。ですけども、この前も南伊豆は町会議員の選挙がありましたけれども、その人たちにも、うちも統一選挙でやったわけですけども、若い人たちが出ておりますので、別にそういうことが影響するとは私は考えておりません。

○10番（鈴木源一郎君） 県下のすう勢をみると、伊豆半島が議員の歳費が総体的に低くて、西の方、あるいは東部、中部も伊豆よりも高いという水準にあると思うんですね。

だから、隣の町とかをみると、松崎の方が高いのかなという感じがしますが、全体をみるとそうじゃないというふうに思いますが、どうですか。

○6番（土屋清武君） 確かに長泉町、小山町等においては、こちらの伊豆半島の方よりは報酬等は確かに多いわけであります。

しかしながら、税収等を比べますと、松崎町はどちらかといえば、県下で一番少ない状況と推

測します。そのようなことから、やっぱりどこでも、家庭でも会社でも収入によって支出するということが行われると思います。

ですから、松崎町の税収をみた場合に、今回の議会でも一般会計の決算をやりましたけれども、他の町村からこの近辺で東海岸と伊豆においても一番税収が少なくなっているのはご承知だと思います。そういう面からもみて、議員報酬は、私は下げるべきだというふうに思いますので、提案させてもらいました。以上です。

○10番（鈴木源一郎君） 財政規模は小さい大きい、これは人口にもかなり関係があるわけですが、財政規模の小さい町ほどとは言いませんけれども、小さい町は小さい町なりに、議会の水準を上げて、人口減少を食い止めるような対策を議会も主導的にやっていくとか、そういう能力を必要とするという点では非常に必要じゃないかと思うんですね。

だから、財源的には確かに非常に困難な面はもちろんありますけれども、そういう面を考えると、議員の若さなるべく確保して、能力も高いものを維持してやっていくことは、どうしても必要じゃないかというふうに思いますけれども、どうですかね。

○6番（土屋清武君） 私はそのように感じておりません。そうしますと、松崎町より低い東伊豆、河津、西伊豆の議員がそういうような見方をされるのか。私はそう思っておりません。若い議員でもいい議員、立派な議員がいると私は確信しております。

○8番（一瀬寿一君） この報酬削減は昨年の6月に提出されたものとまったく一緒ですか。内容文は。

それと、全県下でも決して高いものではないと私は思います。なぜならば、平均でいきますと、大体25万円前後のあれが出ているのではないかと。先ほど東伊豆と言っていますけれども、わずか1万どんかいの金額ではないかと思えますけれども、南伊豆にしても東伊豆にしても皆さんの議員の考え方を聞いていますか。その中には、下げて、今度は上げようにも上げようがない。これでは議員活動にまったくなくなっていないと、これじゃやれないよというのが現実だそうですよ。私も一応聞いてみましたら。

それで、時限立法、これが要するに、期間限定でくるなら、話は別ですけども、永久的にこうだなんて、これはとんでもないと思っています。

それよりですね。私は、人員の削減の方が先ではないか。さんざん去年の6月私は申し上げましたけれども、要するに、私はこの後に議員削減、2名削減というのを出しますけれども、この金額を下げるよりも、私は定数削減、これは松崎町の要するにアンケートなんかをとっても、圧倒的に議員削減をしてもらいたいというのが多いわけです。給料を今の報酬を下げてく

れなんていうのは、本当の一部じゃないですか。それは。

選挙のために公約をしてきたでしょうけれども、私は、これはすべての町民の願いじゃないというふうに思います。いかがですか。

○6番（土屋清武君） 一瀬さんはそういうふうを考えているのかわかりませんが、私は、町民は他の近隣の町村等をみた場合において、松崎町のことも下げるべきだというふうに町民は多いと私は信じております。だから、そのように私は票をいただけたと信じております。

それで、ずっとということですがけれども、この私の今回の提案の15パーセントでありますけれども、いま私たちがもらっている報酬の額ですがけれども、これは平成15年の4月から同じの額ですね。17年の時に先輩の議員、一瀬さんもそうですけれども、これを2カ年下げた経過があるわけですね。ですけども、その19年からもう元の15年へと額は上がっているわけですよ。時限立法だから、その前は。その間に町の執行部は、これは町長以下ですがけれども、町長、元の助役とか収入役、ここらは今は副町長となっているわけですがけれども、平成16年4月1日にこれは1年間の時限立法でちょっと下げたわけですがけれども、町長で約5パーセント。

それ以外に平成17年1月1日から町長、副町長、教育長は約15パーセント下げてあるわけですよ。ですけども、今の議会の議員報酬は、先ほど言いましたように、平成15年の金額に、一旦は下げたけれども戻っているから同じであると。その間町職員も昇給延伸でなく、人事院勧告等で下がっているわけですので、給料等。実質、議会の議員だけが下がっていないと。今の報酬は。

そういうことをみても、私はこのままいくのは、町の財政上においてもよくわかっている議員が率先してやるべきだと、減額してやるべきだということで、提案したものであります。

○議長（稲葉昭宏君） 議決についての答弁がありましたか。議決についてどう思うかという一瀬議員の最初の質問ですがけれども。それについての答弁を。

○6番（土屋清武君） そのことについて、実は、先だって昨年の6月に通るものと思って出したわけです。事前にいろいろと話し合っていたわけですがけれども、それがたまたま事情があったでしょう、通らなくなってしまったということで、否決されたわけです。

○8番（一瀬寿一君） 今回もこうして唐突に・・・、本来ならば、議会全員で話し合いをして、そして、みんなの同意をもらって、提出するというならわかるんだけれども、全然一方的にポンと出してきて、それも同じものを出してくる。これはおかしい話だなと、一回否決したものが、また再度出してきて、それが可決になるかといえば前の方の反対した人はどうなるんですか。心変わりして賛成になるんですか。そういうことで、例えば、今回行政側の方で目的を持ってやっ

ています。防災費用に充当したい。交付税が下がってくるから、それに充当させたいというようなことで、目的を持った時限立法、行政側の方はそうですよ。

それで、行政側と議会とはまったく違いますよ。行政側が下がったから、議会が下げればいいと、そんなもんじゃないです。これは。議会はそれだけの活動をして、チェックマンですよ。よく勉強していかなければならないと私は思うけれども、もう一回答弁をお願いします。

○6番（土屋清武君） みなさんはそうしますと、報酬の金額によってというように感じるわけです。私は。いま言う質問に・・・。

（「そんなことは言っていない」と呼ぶ者あり）

○6番（土屋清武君） ですから、私はほかの町村の・・・、近隣町村と・・・。町民は同じように、金額に下げて、やっても松崎町の議員だって一生懸命やってくれると・・・。だから下げるべきだというふうに私は信じているわけでございます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

土屋君、自席へお戻りください。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○8番（一瀬寿一君） 私は本案に反対をいたします。といいますのも、先ほどいろいろ質疑をされておりましたが、これは昨年の6月に提案されて、既に同じことを、否決されたものをまた、再度出してきたということで、そして、目的もなく、そして、時限立法でもなく、執行者と我われ議会はまったく違います。そういうところで、ただ執行者のようなつもりで下げればいいということじゃなくて、やはり活動の範囲も狭くなる。そして、チェックする機関も少なく、そういうことで、いろんな意味合いがまだまだたくさんございますけれども、私はそういう意見をもって、反対をいたします。

○議長（稲葉昭宏君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○5番（高柳孝博君） 私は本案に賛成いたします。

本案は、前回出されたとは言いますが、今回は町職員も町長も教育長もすべて時限立法とはいいいながら、防災の関係あるいはそういったことを含めて、実際に交付金そのものも1300万円の交付金が減らされていて、なおかつ職員、特別職が下げて、9百数十万円の補てんはできるわけですけども、まだ足りない。

そういった中で、観光、経済が疲弊している中で、なお防災のことをこれからやっていかなければならない。そういったような条件がありますので、私は本案、発議第3号、松崎町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について賛成いたします。

○議長（稲葉昭宏君） これをもって討論を終了します。

これより発議第3号 松崎町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手少数であります。

よって、本案は否決されました。

---